

区長報告第十号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定による昭和四十三年三月十八日港区議会議決（訴訟、和解および損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について）に基づき、和解について平成二十七年八月六日次のとおり処分したので、同法同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十七年九月十日

港区長 武井雅昭

記

一 件 名 清掃車の交通事故に係る和解

二 事件の要旨

平成二十七年五月二十九日、港区六本木五丁目十一番先の都道環状三号線道路上において、相手方（以下「甲」という。）所有の乗用車が清掃車に追突した交通事故（以下「本件事故」という。）により、当該清掃車が損傷した。

三 和解条項

甲及び港区（以下「乙」という。）間で協議し、和解の合意に達したので、本件事故の処
理について、次のとおり和解した。

(一) 甲は、乙に対し、四十二万円の支払義務があることを認める。

(二) 乙は、その余の請求を放棄する。

(三) 甲と乙は、甲と乙の間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの
債権債務のないことを相互に確認する。